

1. 経過

長岡市においては、平成 21 年度に作成した「長岡市地域公共交通総合連携計画（平成 22 年度～平成 30 年度）」に基づき、路線バスを中心とした公共交通網の見直しを図り、公共交通の維持確保を行ってきた。

そんな中、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成 26 年 11 月 20 日に改正され、これまでの「地域公共交通総合連携計画」は任意の計画となり、新たに法定計画として「地域公共交通網形成計画」が規定された。

2. 総合連携計画と網形成計画との相違点

これまでの総合連携計画では不十分だった内容を補うものとして、以下の項目について網形成計画策定において留意すべき事項として基本方針に盛り込まれた。

- ・まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ・地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ・地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ・住民の協力を含む関係者の連携
- ・広域性の確保
- ・具体的で可能な限り数値化した目標設定

3. 地域公共交通網形成計画策定の理由

下記の理由から、「長岡市地域公共交通総合連携計画」を見直し、地域特性に応じた持続可能な公共交通網を整備するための新たな公共交通のマスタープランとして「長岡市地域公共交通網形成計画」を策定するものである。

(1) 総合連携計画策定後の情勢の変化

少子高齢化や人口減少、マイカーの普及等の影響など、当市における公共交通利用者は依然減少傾向にあり、安定した運行の維持は厳しい状況が続いている中で、市の基幹路線である小島谷線が減便となり、運行事業者と継続協議を行うなど運行の維持が困難となる事例が生じている。

市中心部においては、立川メディカルセンター立川総合病院の移転を始めとする長岡東西道路や左岸バイパス沿線の市街化の進行や、長岡北スマート IC の整備による新たな交通拠点の生成、小国地域など支所地域における小学校の統廃合など、公共交通（スクールバス対応の路線バスを含む）を取り巻く環境は大きく変化してきている。

以上のことから、情勢の変化を踏まえた計画の見直しを図る必要がある。

(2) 立地適正化計画との連携

人口減少化・高齢化社会を見据えた持続可能な都市づくりを目指し、都市機能や住居等がまとまって立地し、公共交通によりネットワーク化された「多極ネットワーク型コンパクトシティ」化を図るため、長岡市では立地適正化計画の策定を目指している。(担当：都市計画課)

立地適正化計画は、網形成計画と相関関係にあり、お互いに連携しながら策定を進める必要があることから、平成28年度に予定している立地適正化計画策定に合わせ策定を進める必要がある。

4. 地域公共交通調査事業（国庫補助事業）の要望

「長岡市地域公共交通網形成計画」の策定については、国庫補助事業である地域公共交通調査事業の対象となるため、国庫補助金の要望を行っている。

- ・事業名：地域公共交通調査事業（国土交通省運輸局所管）
- ・補助対象者：長岡市地域公共交通協議会（法定協議会）
- ・補助率：必要額 ※申請額満額にならない場合あり

■参考：地域公共交通調査事業（作成のための手引きより抜粋）

地域公共交通調査事業(計画策定事業)

○補助対象者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、多様な地域の関係者により構成される協議会 地域公共交通網形成計画等

○補助対象経費: 地域の公共交通の確保維持改善に係る計画(地域公共交通再編実施計画を除く。)の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

○補助率: 定額(上限2,000万円)
※予算の範囲内での交付となるため、申請の状況等により、申請額満額の交付とならない場合がある。

5. 今後の予定

策定までに時間を要すことから、平成28年度の早い時期に、長岡市地域公共交通網形成計画策定業務委託を発注するもの。

- ・委託名：長岡市地域公共交通網形成計画策定業務委託
- ・発注者：長岡市地域公共交通協議会
- ・発注形式：簡易評価型プロポーザル方式による業者選定
- ・公告の時期：4月中旬を予定